

- (4) この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものである
るので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければ
ならない。
- (5) 7級は、もとより身体障害者手帳交付の対象とならないが、等級表の備考に
述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2以上ある時は6級
になるので参考として記載したものである。
- (6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行
うものであること。なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人
工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。
- (7) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動
機能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体
幹不自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。

2. 各項解説

(1) 上肢不自由

ア 一上肢の機能障害

- 1) 「全廃」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全
廃したものをいう。
- 2) 「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物
を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい
障害をいう。
具体的な例は次のとおりである。
- a 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの
この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい
- b 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廃
したもの
- 3) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 精密な運動ができないもの
- b 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの

イ 肩関節の機能障害

- 1) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域 30度以下のもの
- b 徒手筋力テストで2以下のもの
- 2) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域 60度以下のもの
- b 徒手筋力テストで3に相当するもの
- 3) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域 90度以下のもの
- b 徒手筋力テストで4に相当するもの

ウ 肘関節の機能障害

- 1) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域 10度以下のもの
- b 高度の動揺関節

- c 徒手筋力テストで2以下のもの
- 2) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 関節可動域 30 度以下のもの
 - b 中等度の動揺関節
 - c 徒手筋力テストで3に相当するもの
 - d 前腕の回内及び回外運動が可動域 10 度以下のもの
- 3) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 関節可動域 90 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで4に相当するもの
 - c 軽度の動揺関節

工 手関節の機能障害

- 1) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 関節可動域 10 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで2以下のもの
- 2) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 関節可動域 30 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで3に相当するもの

オ 手指の機能障害

- 1) 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。
 原則 中手指節関節以下の障害をいい、母指については、対抗運動障害も含む。
 - ① 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。
 - ② おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。
 - ③ おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならない。
- 2) 一側の五指全体の機能障害
 - ① 「全廃」(3級)の具体的な例は次のとおりである。
 字を書いたり、箸を持つことができないもの
 - ② 「著しい障害」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 機能障害のある手で5 kg以内のものしか下げることができないもの
 - b 機能障害のある手の握力が5 kg以内のもの
 - c 機能障害のある手で鋏又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの
 - ③ 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。
 - a 精密な運動のできないもの
 - b 機能障害のある手で 10 kg以内のものしか下げることができないもの
 - c 機能障害のある手の握力が 15 kg以内のもの
- 3) 各指の機能障害
 - ① 「全廃」の具体的な例は次のとおりである。
 - a 各々の関節可動域 10 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで2以下のもの
 - ② 「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである。
 - a 各々の関節可動域 30 度以下のもの
 - b 徒手筋力テストで3に相当するもの